

青森県観光PRコンサルティング業務に係る企画提案募集要領

1 委託業務名

青森県観光PRコンサルティング業務

2 業務概要

(1) 目的

青森県観光の誘客促進・消費拡大の効果獲得のため、本県観光等情報の効果的な発信等のPRノウハウの獲得や企画の創出を図るため、それに係る企画提案を公募するものである。

(2) 青森県観光政策課が有するブログ・SNS

- ①まるごと青森ブログ <https://www.marugotoaomori.jp/>
- ②まるごと青森 Facebook @marugotoaomori
- ③まるごと青森 Instagram (観光に特化したアカウント) @marugotoaomori
- ④はらぺこ青森 Instagram (食に特化したアカウント) @harapekooaomori
- ⑤まるごと青森 X (旧 Twitter) @marugotoaomori

(3) 最優秀提案者(採用者)数及び見積限度額

- ・最優秀提案者数：1者
- ・見積限度額：12,000,000円以内(消費税及び地方消費税額を含む。)

(4) 履行期限

- ・契約締結の日から令和7年3月28日(金)まで

3 企画提案公募全体スケジュール

令和6年4月17日(木)		公募開始
4月24日(水)	17時	企画提案公募に関する質問提出期限(電子メール)
4月26日(金)	17時	質問に対する回答(電子メール)
5月1日(水)	17時	参加表明書提出期限(電子メール)
5月20日(月)	17時	企画提案書・会社概要・経費見積書提出期限 (持参又は郵送)
23日(木)	17時	審査結果通知(電子メール)
24日(金)	以降	契約手続き

4 企画提案書

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

①企画提案書

ア 仕上がりはA4サイズ(縦・横を問わない。)、表紙・裏表紙を除き20ページ程度とし、提案記載ページにはページ番号を付すこと。文字の大きさは10ポイント以上とする。

イ 記載内容は、原則として当該業務の予算に係るものとし、別途予算を要する提案内容は区別して記載すること。

ウ 記載が必要な内容は以下の通りとする。

(ア) 青森県観光の情報発信（マスメディアでの露出状況や青森県観光政策課が有するブログ・SNSの現状）に関する課題分析

(イ) 上記（ア）を踏まえた令和6年度におけるコンサルティング業務の方向性及び実施内容・「マスメディア」と「ブログ・SNS」の2つの項目に分けて記載すること。

・手法について、5W1Hを踏まえ具体的に提案すること。

・業務の実施に当たってはアドバイザーを必ず1名以上選任することとし、アドバイザーの経歴、過去の取組実績等を詳細に記載すること。

(ウ) 下記内容を踏まえた企画創出（案）の提案

・青森県では令和6年4月13日から「AOMORI GOKANアートフェス2024」を開催する等「アート」を活用した観光振興にも取り組んでいることから、「アート」をテーマとしてSNS及びマスメディアで取り上げられるような具体的なアイデアを創出し、記載すること（本企画提案の審査に使用するものであり、本業務で必ず採用するものではないが実現可能と思われるものを提案すること）。

・企画創出の提案については、「取り上げるコンテンツ」「認知度向上の手法」のみならず、「どのように青森県観光消費額の拡大につなげていくか」といった内容も踏まえて記載すること。

(エ) 【任意提案】上記（イ）のコンサルティング以外で本県観光情報のさらなる露出拡大につながる取組

・見積限度額の範囲内において、コンサルティング以外に本業務の目的に資すると考えられる取組を実施する場合は、その概要を記載すること。

(オ) 本業務の運営体制

・実施体制、従事するスタッフ、窓口担当者等を人数及び勤務地を含めて詳細に記載すること。

(カ) 本業務全体スケジュール

・企画提案内容に基づき、業務全体のスケジュールを記載すること。

②会社概要

ア 会社概要及びアピールポイントについて記載すること。

イ 過去5年間に受託した類似事業の具体的な取組と成果（官民間わない）について記載すること。また、過去2年の間に国又は地方公共団体と、本業務の見積限度額である12,000,000円の8割以上（9,600,000円以上）の契約実績がある場合は、該当する業務について「契約の相手方」「契約名及び主な業務内容」「契約額」「契約年月日及び履行年月日」を記載すること。

③経費見積書

本業務の実施に必要となる項目が分かるように内訳及び総額を記載すること。ただし、契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を見積書に記載すること。

- (2) 提出部数 印刷物 7部
- (3) 提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）又は郵送とする。（配達証明付き書留郵便に限り、受領期間内に必着のこと。）
- (4) 提出期限 令和6年5月20日（月）17時必着

5 企画提案公募への参加資格

応募する時点で、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 日本国内に事務所又は事業所を有し、かつ当該業務を的確に遂行するための能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

6 企画提案公募に関する質問

本企画提案に関する質疑は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 提出方法 質問書（様式1）により、質問趣旨を明確にしたうえ、下記「11 問い合わせ先」あてに電子メールにより問い合わせることとし、電話による質問は受け付けない。
※質問がない場合は提出不要。
- (2) 受付期限 令和6年4月24日（水）17時必着
- (3) 回 答 令和6年4月26日（金）17時まで にすべての質問を集約した上で、参加者全員に電子メールで回答する。

7 参加方法

本企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明を行うものとする。

- (1) 提出方法 参加表明書（様式2）を使用し、下記「11 問い合わせ先」に、電子メールにより提出すること（電話等により受信されているか確認すること）。
- (2) 提出期限 令和6年5月1日（水）17時必着

8 審査

- (1) 審査の方法

5月21日（火）から22日（水）にかけて、審査会における書類審査を行い、評価が最も高い

者を委託先の第一候補者として選定する。

(2) 審査基準

- ①青森県の観光情報の発信に関する課題分析的的確性
 - ・データに基づいて適切な分析がなされているか
- ②コンサルティング業務の実施内容
 - ・実施内容は適切かつ十分か
 - ・アドバイザーは当業務を実施するにあたり十分な実績を有しているか
- ③企画創出案の戦略性、実現性
 - ・青森県の観光消費額の拡大に寄与する内容であるか
- ④青森県の観光情報のさらなる露出拡大につながる取組（任意提案）の効果性
 - ・課題等に基づき効果的な取組であると認められるか
- ⑤運営体制の充実性
 - ・当課との連絡体制は十分か
- ⑥類似の業務実績
 - ・類似事業の実績を有しているか
- ⑦経費の妥当性
 - ・見積額及び積算内容・根拠は妥当か

(3) 審査結果の通知

- ①審査結果は、令和6年5月23日（木）17時までに電子メールにて通知する。
- ②審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。

9 契約予定者との契約締結に向けた協議

業務内容に関しては、第一候補者の企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。協議が整った場合には、随意契約の相手方として、改めて見積書を徴取した上で、契約を締結する。

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書等の提出資料は返却しない。
- (2) 企画提案に関して使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (3) 提出期限までに企画提案書が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案に参加できない。
- (4) 企画提案書の差し替え及び再提出、記載内容の変更は、原則として認めない。
- (5) 提案は、1社1案とする。
- (6) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- (7) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うほか、関係法令を遵守すること。
- (8) 委託業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」、「青森県個人情報の保護に関する条例」及び「情報セキュリティポリシー」を遵守し、適切に管理すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、別途協議して定める。

1 1 提出先・問い合わせ先

青森県観光交流推進部観光政策課観光コミュニケーショングループ

〒030-8570 青森市長島 1-1-1 (県庁西棟 4階)

TEL : 017-734-9389 / FAX : 017-734-8121 担当 : 山口

E-mail : kanko@pref.aomori.lg.jp